

令和 6 年度 鳩山町介護給付費等適正化に対する取組

I. 取組の目的

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、介護保険制度の持続可能な運営を行うために、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう支援を行います。

加えて、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、要介護認定の適正化、ケアプラン点検（住宅改修等の点検含む）、縦覧点検・医療情報との突合を実施します。

なお、第 9 期鳩山町高齢者福祉総合計画第 5 章と連携を図りながら実施します。

II. 具体的な取組

1. 介護サービス事業者への助言・支援

（1）運営指導・監督

保険給付に関して必要がある場合、市町村は事業所等に文書の提出等を求めることができます。利用者の自立支援と尊厳の保持を念頭に、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向け、サービスの質の確保・向上を図るため事業者を集めて行う「集団指導」や、事業所等訪問して行う「実地指導」を引き続き実施します。

なお、実施指導の際は、ケアプラン分析システムを用い、事業所の実態を把握し実施します。

実績と計画	実績			第 9 期計画		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護事業所連絡会 （集団指導）	2	2	4	6	6	6
実地指導事業所数	2	3	3	3	3	3

（2）相談・情報提供体制の充実

近年、高齢者を取り巻く環境やニーズの変化により、サービス事業者が高齢者等から受ける相談内容も多様化しています。そのため、事業所だけで抱え込まず、保険者としても受け止められるよう、多様な相談体制を整備するとともに、迅速に対応できる体制づくりをめざします。

また、介護関連情報をホームページ等に公開し、迅速な情報提供に努めます。

(3) 業務の効率化に向けた事業所支援

国の動向を見据えつつ、事業所の文書負担軽減に係る取組を実施し、業務の効率化に向けた事業所支援を推進していきます。

実績と計画	実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
押印及び原本証明の見直しによる簡素化	未	未	未	検討	検討	実施予定
提出方法（持参・郵送）の見直しによる簡素化	未	未	開始	継続	継続	継続
指定申請関連文書の標準化	未	未	未	開始	継続	継続
申請様式のホームページにおけるダウンロード	未	未	開始	継続	継続	継続
電子申請システム等を利用した届出体制の構築	未	未	未	開始	継続	継続

(4) 国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用

国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムは、被保険者や事業所ごとの給付実績を通して把握できる範囲で、各種指標の偏りをもとに不適正・不正な可能性のある事業所を抽出するものです。このシステムを活用し事業所への運営指導・給付適正化に取り組みます。

2. 介護人材の確保、質の向上

(1) 介護人材の確保

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要はますます増えていくと予想され、介護を提供する立場である介護人材の不足が懸念されます。今後、必要とされる介護人材の確保は、埼玉県介護人材確保総合推進事業や介護人材確保対策市町村連絡会議と連携をしながら実施していきます。加えて、町独自の介護事業所フェアを開催し、介護人材の確保に努めます。

実績と計画	実績			取組計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護事業所フェア (町内介護事業所説明会)	0	0	0	0	1	1

(2) 介護人材の質の向上

多様な相談やサービスに対応していくためには、介護職の質の向上が求められます。

町では、埼玉県やその他研修を積極的に事業所へ連絡し、参加を促します。

加えて、町独自の地域連携ネットワーク研修会（多職種参加）を実施します。

実績と計画	実績（令和5年度は見込）			取組計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域連携 ネットワーク研修会	0	0	1	2	2	2

3. 介護給付適正化の推進

(1) 介護サービス情報の公表

利用者が適切に介護サービスを選択できるように、介護サービス事業者・施設には、サービス内容や運営状況など、利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

この「介護サービス情報の公表」制度により、利用者が適切な事業者を評価・選択すること、および事業者の努力が適切に評価され利用者から選択されるよう情報を提供していきます。

実績と計画	実績			取組計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険ガイドの発行	新版作成	配付継続	増刷	新版作成	配付継続	配付継続
介護保険料リーフレットの発行	毎年作成	継続	継続	継続	継続	継続
介護保険事業所ガイドブックの発行	随時改正	継続	継続	継続	継続	継続

(2) 相談・情報提供体制の充実

近年、サービスの種類やサービス提供事業者が増えるとともに、高齢者を取り巻く環境やニーズの変化により、相談内容も多様化しています。また、介護の悩みや不安などは突然やってくる場合もあります。事業所からの多様な相談体制を整備するとともに、迅速に対応できる体制づくりをめざします。

また、休日や夜間の相談に対応する在宅介護支援センターや多様な相談に対応する総合相談支援窓口とも連携を図りながら、総合的な相談・支援体制の強化を図ります。

(3) 苦情に対する対応

介護保険制度は老後の安心を保障するシステムです。従って、利用者の不安が生じないように運用することが大前提となります。このため、苦情等の相談があった場合には、利用者から積極的に相談を受け、高齢者の尊厳が守られ、安心して暮らせるよう、できるだけ速やかに苦情の解決を図ります。

また、埼玉県、介護保険審査会、国民健康保険団体連合会との調整を図り、必要であれば調査や助言などの対応を行い、介護サービス提供事業者にも自主的な苦情処理へ取り組むよう努めます。

(4) 介護給付費適正化事業の推進

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適切に提供するように促すことです。

保険者が介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスが確保されとともに、不適切な給付が削減され、介護保険制度の信頼感を高めることに繋がります。

町においては、国の指針に基づき介護給付適正化に関する取組みを、以下のとおり推進していきます。

①要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、町職員等が調査票の点検を行います。また、埼玉県等が開催する認定調査員研修等へ参加し、さらなる平準化に努め適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

実績と計画	実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検の件数	567	651	694	730	750	770

【具体的方法】

- ・要介護（要支援）認定（新規・更新・変更）に係る認定調査の内容について、町職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。
- ・訪問調査全件に対して概況調査と基本調査特記事項の整合性を確認するとともに、訪問調査と主治医意見書の整合性も確認することによる点検を行う。

②ケアプラン及び住宅改修等の点検

介護支援専門員が作成した居宅介護（予防）サービス計画や住宅改修等の申請資料等の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、町職員（介護支援専門員をはじめとする各種専門職等）の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

実績と計画	実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検数	3	1	3	10	10	10
住宅改修等点検数	2	7	7	10	10	10

【具体的方法】

○ケアプラン点検

- ・国保連からの「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」及び「支給限度額一定割合超一覧表（推奨数値70%）」を活用し、抽出された事業所を中心にケアプラン点検を実施する。
- ・高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検については、国保連からの「支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表」等を活用して実施する。
- ・当年度実施する運営指導対象事業所のケアプラン点検も実施する。
- ・点検指標として、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用する。

○住宅改修点検

- ・町へ居宅介護等住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問して又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況を点検する。
- ・施工前の点検の際には、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等に留意しながら、必要に応じ、地域ケア会議において検討する。

○福祉用具購入・貸与点検

- ・町が福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認する。その際は、国保連からの「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」を用い、調査対象を絞り込むこととする。
- ・必要に応じ、地域ケア会議において検討する。

③医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合については、受給者の後期高齢者医療保険や国民健康保険の情報等と介護保険給付情報を突合し、医療と介護の重複請求や誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。縦覧点検については、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を埼玉県国民健康保険団体連合会から提出される帳票をもとにサービス実績を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

実績と計画	実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検数	772	283	418	430	440	450
医療費との突合数数	1,962	3,003	2,846	2,900	3,000	3,100

※令和4年度以降、縦覧点検数のカウントの方法が変更。

【具体的方法】

- ・町は埼玉県国民健康保険団体連合会に対して、事業者への照会及び確認から過誤申立書の作成及び過誤処理まで委託し実施する。
- ・縦覧点検では、必要に応じて点検効果が高いと見込まれる国保連の「重複請求縦覧チェック一覧表」「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」「単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表」「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」を点検する。

（5）感染症対策の推進

第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、介護サービスに制限が生じ、感染拡大防止に対応したサービス提供等が必要とされました。

今後も、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和を図りながら、介護事業所やサービス利用者等に対して、感染拡大防止対策の普及・啓発、感染症発生時に備えた平時からの情報提供等に向けた連携体制の構築を図ります。

Ⅲ. 取組の評価・公表

鳩山町介護保険運営委員会において実績の報告を行い、適正化の推進を図ります。あわせて、町ホームページに資料等を公開し、町民への周知に努めます。